

柏市公設総合地方卸売市場
長期整備基本計画
(概要版)(案)

平成 18 年 3 月

柏 市

本基本計画は、柏市公設総合地方卸売市場(以下「柏市公設卸売市場」といいます。)の長期整備の方向と、必要な機能・施設、事業手法、目標規模や施設整備方針案など、新市場整備にかかる基本的な事項についてとりまとめたものです。

目 次

第1章 長期的整備の方向	1
1. 卸売市場流通の変化と柏市公設卸売市場の現状	1
2. 直面する課題	3
3. 移転整備の必要性と意義	4
第2章 新市場のビジョン	5
1. 整備コンセプト	5
2. 主な施策案	7
3. 目標取扱量	8
4. 整備施設と整備の考え方	9
第3章 整備内容について	11
1. 取引システム	11
2. 情報システム	13
3. 物流システム	15
4. 交通システム	17
5. 衛生管理システム	19
6. 廃棄物処理システム	21
7. 自然エネルギーシステム	23
第4章 事業費、整備スケジュール	24
1. 概算事業費	24
2. 整備スケジュール	24

第1章 長期整備の方向

1. 卸売市場流通の変化と柏市公設卸売市場の現状

(1) 食を取り巻く社会の潮流

食の成熟化が進み、地産地消、スローフードなどのキーワードが広がるなど、良質な食料へのニーズが高まっている一方で、少子高齢化が進展するに伴い、食料需要は停滞、減少局面に転じているなど、食料需要の変化がみられます。また、外食産業の発展や中食の普及、輸入品の増加など食材、調理方法、消費形態ともに多様化しています。

さらに、生活習慣病予防などのために食習慣を見直す動きや、生鮮食料品の生産・流通過程における安全・安心の確保が強く求められています。

(2) 生鮮食料品流通の環境変化

消費者が生鮮食料品を購入する小売店は、一般小売店から量販店に移行しています。また、量販店では保管・加工機能も仕入先に求める傾向にあります。

産地では、青果・花きでは農協合併の進展により出荷組織が大型化し、卸売市場に対する交渉力を強めています。

その結果、量販店、産地ともに、取引先を一定規模以上の卸売市場に集約しつつあります。

(3) 卸売市場の変化

卸売市場の担う機能は、取引の広域化や、産地の大型化及び販売単位の大型化、加工・保管ニーズの高まりなど、時代の要請に応じて変化してきました。また、消費者の安全・安心への関心の高まりから、品質・衛生管理の強化が求められています。

(4) 市場法改正と国の基本方針

平成 16 年 6 月に公布された改正卸売市場法での取引等の規制緩和に続き、同年 10 月に農林水産省に公表された卸売市場整備基本方針では、品質管理の高度化等の機能強化、中核的卸売市場の再整備、市場相互の連携による集荷・販売活動の促進、取引における情報技術の活用促進が必要とされています。また、地方卸売市場については、都道府県卸売市場整備計画において、他の地方卸売市場との統合または連携による集荷・販売活動などを通じ、地域における集荷力の強化を図る上での拠点となる地方卸売市場(地域拠点市場)を、必要に応じて定めるものとしています。

(5) 柏市公設卸売市場の現状

交通の利便性

柏市は、都心から 30km 圏に位置し、商業集積も進んでおり、県北西部の中心商業地となっています。

昭和 46 年 11 月に開場した柏市公設卸売市場は、首都圏の環状軸である国道 16 号線と県道守谷・流山線との交差部に隣接し、首都圏の放射軸の常磐自動車道や国道 6 号線にも近い距離に立地しています。常磐・東北・関越及び房総方面の産地と、130 万人の人口を有する東葛飾地域をはじめとする首都圏消費地のいずれからも交通の利便性が高くなっています。

取扱高

柏市公設卸売市場は現在、水産物部門が主力となっており、群馬県・栃木県を除く関東地方における卸売市場取扱金額では 8 位、千葉県卸売市場ではトップの位置にあります（平成 12 年度）。

平成 15 年度の取扱高は、青果部 4 万 6 千トン(89 億円)、水産物部 3 万 2 千トン(276 億円)、花き部 1,366 万本(8 億円)で、青果部は平成 4 年以降、水産物部と花き部は平成 7 年以来漸減しています。

供給地域

柏市公設卸売市場の開設区域は東葛飾地域（青果部門は 4 市 1 町、水産物部門及び花き部門は 6 市 1 町）で、80 万～130 万人の台所として生鮮食料品を供給しています。

商圈は、開設区域及び茨城県などで、特に水産部門では北関東一円にまで広がっています。また、青果部門では、産地市場だったころから開かれている夕市において、開設区域外の業者に販売されています。

2. 直面する課題

取扱高の減少と流通機能の低下

全国的な卸売市場の傾向と同様に、柏市公設卸売市場においても取扱高は減少傾向にあります。取扱高の減少は品揃えにも影響し、このままでは顧客ニーズに応えることができなくなる可能性があります。

また、市内を中心とする流通機能は、3部門ともに低下しており、対応策が必要です。

施設の老朽化と非効率性

柏市公設卸売市場は、開場以来、配置変更や建替えなどにより規模を拡大してきましたが、施設配置が計画的ではないため、動線の錯綜など利用効率が悪くなっています。また外観の現状調査結果から、維持・保全のために今後多額の費用が必要です。

品質管理の立ち遅れ

柏市公設卸売市場においては、一部で低温化などの対応を行っていますが、品質管理・衛生管理に問題が多くあります。

市場内業者の経営悪化と市場運営の困難性

取扱高の減少から卸売業者・仲卸売業者の収益は悪化しています。

卸売市場の運営費については、市場使用料により充当することが基本で、柏市公設卸売市場においても、事務費（人件費・管理運営費）、事業費（工事費）は市場使用料並びに市場施設使用料によってほぼ充当されています。

しかし、取扱高の減少に伴い使用料収入も減少することから、今後、経費の縮減あるいは事務費・事業費に対する一般会計からの繰り入れが必要となってきます。

情報発信の不足

市民からは、市民の台所としての認知度があまり高くありません。今後は、市場内業者の対市民活動をさらに浸透させるとともに、食生活への提案も含め様々な情報発信を行うなど、市場内業者と消費者が直接関わる機会を増やすことが必要です。

3. 移転整備の必要性と意義

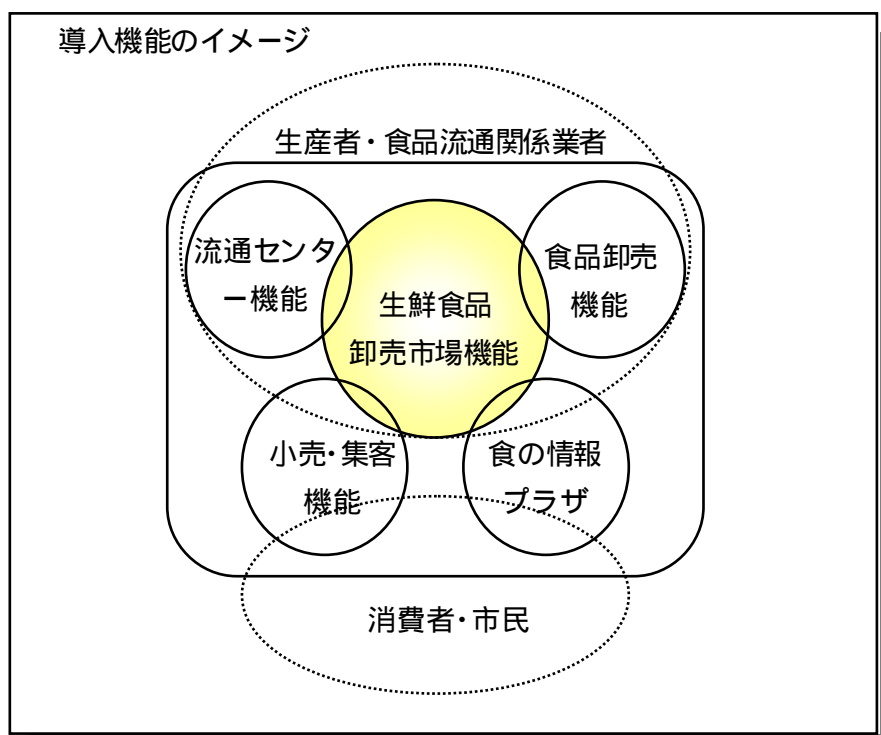
現行卸売市場体制で、流通環境の変化への対応が図れるかどうかを、長期的視点で検討しましたが、地域への貢献や安全・安心の確保、情報の高度化など、求められる機能に対応していくことは困難と考えられます。

このことから、柏市公設卸売市場は、今後、全面的な施設更新を行う再整備が必要と考えられます。

現在地における施設再整備については、市場運営を継続しながら順次施設更新を行うため、仮設店舗の設置などによる事業費の増大、工事期間の長期化などによる取引への影響が懸念されます。更に、現況のなかで、新たに周辺の産業集積を図ることは容易ではなく、土地利用上の整合性の確保や地域経済の活性化が困難と考えられます。

従って、新たな場所に移転して整備することがより有効な方策であると考えられます。

移転による整備により、現在地の立地、形状、面積等の制約をまぬかれ、時代を先取りした新たな役割を担う卸売市場を建設することが可能になります。関連する産業集積による経済活性化の効果も期待できます。

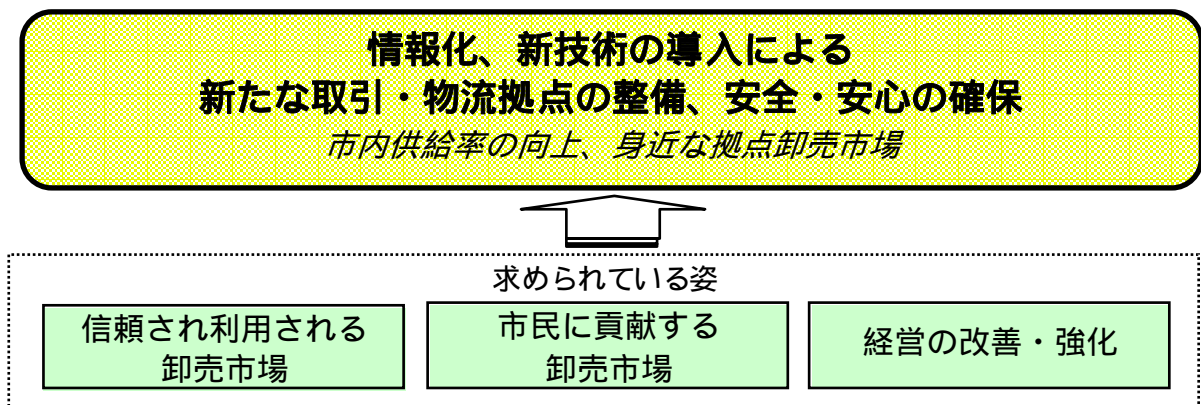


第2章 新市場のビジョン

1. 整備コンセプト

長期整備の方向を踏まえ、柏市公設卸売市場の移転による新市場整備の目標とコンセプト、導入機能のイメージを次のとおりとします。

【コンセプト】



【サブコンセプト】

新たな取引・物流拠点の整備

商物分離による取引機能、物流機能の向上

商物分離の取引・物流を推進し、市内小売店・飲食店や個人生産者などの顧客サービスの向上、柏市場の利用拡大を目指します。

情報化、新技術の導入による取引機能、商品管理機能の向上

業務の効率化を図るため、場内の取引および商品管理に情報化を導入します。

安全・安心の確保

トレーサビリティシステムの整備

安全・安心の確保のため、生産履歴や、流通履歴などの情報を遡れるトレーサビリティ（情報追跡）システムを整備します。

品質管理、衛生管理を重視した物流拠点の形成

食品の品質管理、衛生管理などの世の中の流れに対応し、コールドチェーン（流通過程で低温を保つ物流方式）の整備も含めた先進のハード、さらにソフトともに整備します。

地産地消の推進拠点の形成

市民や小売店からのニーズは高く、市内への供給率を増加させるためにも、産地とのつながりを強化し、次世代の食育にもつながるよう、地産地消の推進拠点として産地ともに発展することを目指します。

場内業者の活性化

新たな場内業者の参加

移転再整備にあたり、意欲のある業者・業態を新たに募集する等により、場内業者の活性化を図ります。

マーケティング機能、企画提案力の充実

市場全体の活性化を図るため、マーケティング活動や産地指導、リテールサポート（小売支援活動）を実施します。

場内業者の共同化

卸売市場の環境を積極的に活用し、労力、場所の共有化による経営の改善を図るため、共同化を検討します。

市民に親しまれる卸売市場

情報発信を行うことや学校教育・社会教育の場としての活用、市場まつりの開催等により、賑わいの場、市民に親しまれる存在となることを目指します。

民間活力の導入

民間業者が得意なもの、効率よく実施できる業務については、積極的に民間業者に担当してもらい、積極的かつ活力のある卸売市場を目指します。

2. 主な施策案

項目	施策
情報化の推進・新技術の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・生鮮 EDI 標準の導入 ・トレーサビリティシステムの構築 ・在庫管理システムの導入 ・IC タグの導入を前提としたシステム構築 ・情報センターの整備 ・管理者へ提出する書類等の電子化 ・電気料金等管理のシステム化
保管施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・温度帯別保管施設の整備 (冷蔵庫(F級、C級)、低温倉庫、常温倉庫等) ・在庫管理システムの導入
物流業務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・商物分離、場内施設の効率的配置 ・場内物流業務の一元化、共同配送事業の実施 ・駐車場の整備 ・通い箱、樹脂パレット等の利用、普及
衛生管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生検査所の設置 ・施設・設備への衛生的配慮 ・場内必要箇所の温度管理 ・衛生管理方針、マニュアルの作成 ・ISO22000 の取得(業者)
営業・マーケティングの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・商談スペースの設置 ・調理施設を利用した試食会の実施 ・顧客ニーズ、消費者動向の情報収集、分析 ・商品開発(青果)
地産・地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・産地との共同による小売店への販売 ・学校給食、給食サービス事業への地元商品の提供
環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理の検討 ・太陽光、雨水等自然エネルギー活用の検討
リテールサポート機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット取引等取引の情報化 ・店頭での販売支援 ・共同配送
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・料理教室、講習会の開催 ・見学コースの整備
ライフラインの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・食料備蓄、防災用具保管施設の整備 ・災害時を考慮した交通アクセスの整備 ・耐震、防災施設・設備の整備
場外施設の誘致	<ul style="list-style-type: none"> ・食品流通機能強化のための施設、企業の誘致

3 . 目標取扱量

目標取扱数量の設定にあたっては、基準年度を平成 15 年度、目標年度を第 8 次千葉県卸売市場整備計画と同じ平成 22 年度とし、基準年度における供給圏供給率を今後も維持していくことを前提に、目標年度における供給対象人口と需要量の推計値に対応する供給率から目標取扱数量を設定しました。なお、青果については統合・連携等による強化を図るものとし、供給圏の一部見直しを行っています。

表 . 目標取扱数量の推計

	目標年度 供給対象人口 (人)	1人1年あたり 需要量 (kg/人・年)	目標年度 需要量 (t, 千本)	基準年度 供給率 (%)	目標取扱数量 (t, 千本)	取扱金額 (千円)
野菜	1,100,152	112.3	123,547	109.5	135,239	40,058,747
果実	1,100,152	43.1	47,417	105.7	50,142	
水産物	904,261	57.8	52,266	65.2	34,063	30,558,888
花き	1,339,516	64.2	85,997	18.2	15,651	969,083

供給対象人口は定住人口に流入・流出口と観光人口を需要量換算したものを加えた

1人1年あたり需要量は農林水産省第7次中央卸売市場整備計画作成に関する資料をもとに独自に換算

取扱金額は平成 16 年度の平均単価をもとに算出した

目標取扱数量

青果 : 取扱数量 - 約 1 8 万 5 千トン 取扱金額 - 約 4 0 0 億円

水産物 : 取扱数量 - 約 3 万 4 千トン 取扱金額 - 約 3 0 0 億円

花き : 取扱数量 - 約 1 5 7 0 万本 取扱金額 - 約 1 0 億円

なお、花きについては、卸売業者の変更に伴い目標取扱数量の見直しを今後行うものとし、

4 . 整備施設と整備の考え方

(1) 整備施設と敷地の考え方

卸売市場施設及び敷地については、以下のような区分としました。

基幹施設

卸売市場の基本的な施設です。基本的には開設者が建設、運営管理を行うのが原則ですが、一部については場内業者等が建設、運営していくケースも考えられます。また、P F I等の活用も検討します。

補完施設・高付加価値施設

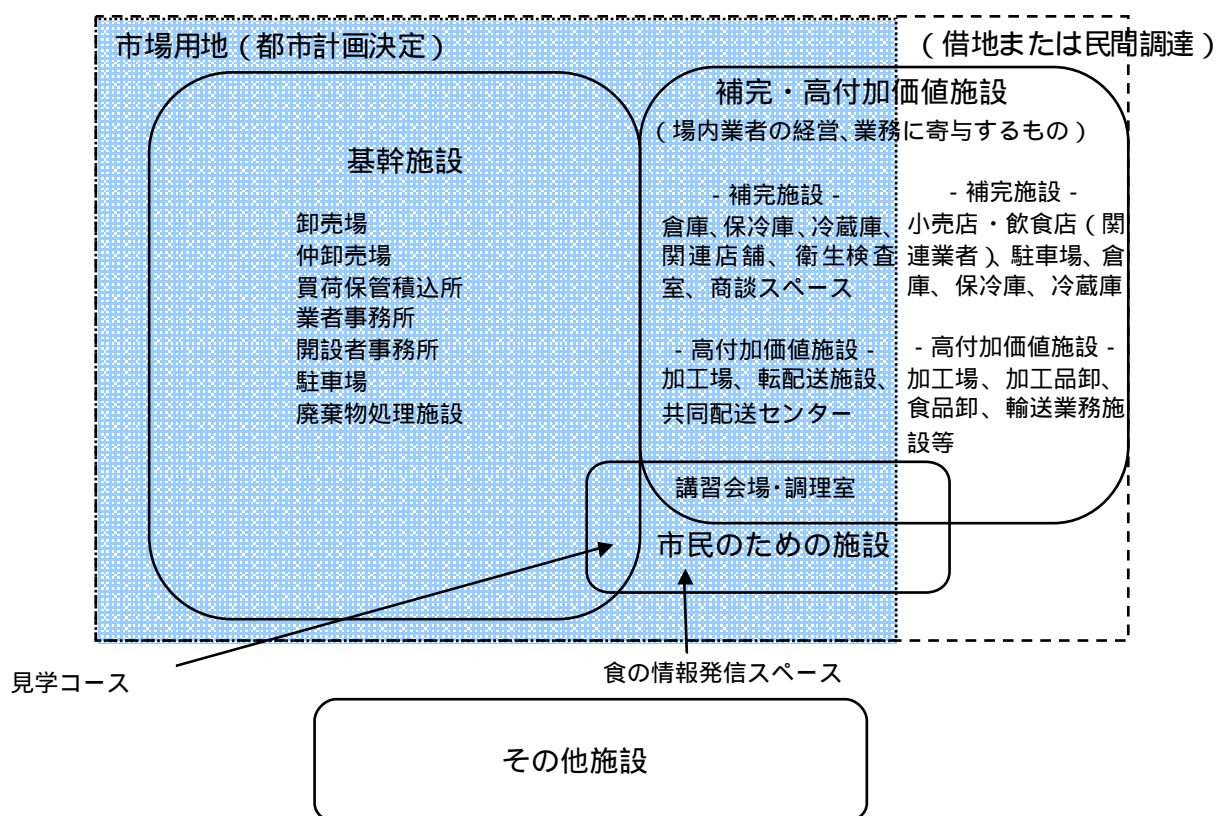
場内業者の経営、業務に寄与する施設です。卸売業務と密接に関わる業務を行う施設は、市場敷地内で基幹施設とともに整備することが望ましいのですが、場外での整備も検討します。場内業者、場外民間業者が建設、運営することもできます。

市民のための施設

市民に直接貢献する施設です。場内業者の経営、業務に密接に関わるものについては、市場内で整備する方向で検討します。

その他施設

市場敷地外で、民間事業者が自由に建設、運営します。



図．整備のイメージ

(2) 施設規模

取扱量の予測や利用方法などにより、全体の施設面積を 37,660 m²としました。
今後、さらに具体的な検討を進めていきます。

現施設面積 19,247

現段階計画面積 37,660 m²

(3) 施設配置案

施設規模に基づき、物流動線などの整備の方向性を踏まえ、施設配置案を作成しました。

場所、敷地形状が未定であるため、あくまでイメージであり、各施設面積についても今後精査する必要があります。

概略施設配置図



(4) 事業手法

市場整備および管理運営に民間活力を導入することにより、コスト縮減やサービス向上、市場機能の拡充・補完や地域活性化の効果が期待されます。

特に有望な事業手法として PFI があり、基本的には、現在、市職員が行っている業務も民間事業者任せることが可能と考えられます。

施設構成や立地条件等によっては複数の事業手法の組み合わせも考えられ、今後、具体的に検討していくものとなります。

第3章 整備内容について

再整備のコンセプトをもとに、各システムを整備する上で基本的な考え方、整備方向と導入案を示します。具体的な検討は今後行っていくこととします。

1. 取引システム

【基本的な考え方】

現行の業務フロー、体制等の改革

予約相対取引の割合が増加しているなど、卸売市場の取引方法は時代とともに徐々に変化しているため、産地と連携した提案型の営業や産地指導、商品提案など、単に取引方法だけではなく、営業、業務内容なども見直しを図ります。

産地、小売業者との連携

産地と小売業者の間にある卸売市場業者は、広範囲の情報やニーズを知りえる立場にあり、ネットワーク活用が期待されています。周辺は有力な野菜の産地でもあることから、産地と連携して新たな取引方法を検討します。

情報システムとの連携

生鮮EDI標準が徐々に普及しており、紙の削減と時間の短縮効果も大きいことから、本市場においても段階的にその導入を図り、業務の効率化を目指します。

【導入案】

産地との連携強化

ア 協力体制の強化・地産地消の推進

卸売市場が企画をし、市内給食や量販店、小売店への地元商品の提供体制を確立します。特に青果では産地市場であったことを生かし、地産地消を推進し、地元の食材を利用した学校給食など、「食育」の推進にも貢献します。

イ 提案型の営業推進

消費者、小売店の声を聞くなどして、卸売市場において売れる魅力のある地元商品（柏ブランド）の企画・開発を行い、産地、小売店との調整および提案を行います。

ウ トレーサビリティへの対応

販売先への生産履歴および成分表示など、商品の情報を的確に販売先に伝えることに留意します。また、販売商品の物流履歴などの情報管理を確実にを行います。

エ 保管機能の充実

本市場は物流拠点、転配送拠点としての機能の充実を目指しているため、保管施設の充実を目指します。

他市場との連携強化

場内他部門との情報交換や共同・一体での商談を行い、また他市場との連携を強化して、販路の拡大や地元商品以外の商品供給を充実させるなど、取引先の利便性向上に努めます。

小売店、飲食店への支援

専門小売店や飲食店では、仕入れに多くの人や時間を割けないことが多く、これを支援するため、携帯やインターネット等を利用した注文方法や共同配送などについて検討します。

2. 情報システム

【基本的な考え方】

現行の業務フロー、体制等の改革

情報化や新技術の導入を基軸とした再整備を行うため、現状を費用対効果と安全・安全の観点によりゼロベースから見直し再評価します。情報システムや物流システムを最大限に活用するために、これらに即した業務フローや体制を構築します。

費用対効果の追求と費用負担の明確化

情報システムはツールであることから、導入については場内業者や開設者、一般市民等にとって費用対効果が得られるものであることが前提条件です。システムの費用負担の方法を明確化し、そのコンセンサスが得られるかも含めて導入の可否を検討します。

段階的整備

ITの進歩は急速に進んでいますが、一方で話題が先行し、未だ実用性に乏しい技術やツールも多数存在していることも事実です。本市場では、業務に応じて、段階的なシステムの整備を行います。

各種標準や既存システム、ネットワーク等の活用

費用対効果や今後の拡張性、互換性等を確保するため、既存の標準やシステム、ネットワークを積極的に活用します。

【システム構成の導入案】

以下のシステム間および場内業者の自社システムを接続するため、場内LANを整備します。

開設者業務支援システム

開設者が行う各種業務を効率化、省力化し実施するための支援システムで、主な機能は、許認可申請業務支援、施設設備管理支援、統計処理 / 情報提供支援です。

取引支援システム

場内業者が行う取引に伴う各種情報交換を電子化して行う(EDI)のために、データの集配信等を行うシステム(例:出荷先毎に仕切情報の集約・送信、仲卸会社別に発注情報を配信等)を構築し、決済関連の業務はその体制の整備とともに検討を行い整備します。また、トレーサビリティに関する情報も授受および記録・管理できるものとします。

物流管理システム

場内に各種物流システムが整備された場合、その効率的な管理・運営や取引業務との連携を図り、場内における効率的な物流の実現を支援します。また、取引システムと連携することにより、より正確な荷の管理（所在、品質等）が可能となるとともに、トレーサビリティへの対応が省力化し実現することができます。

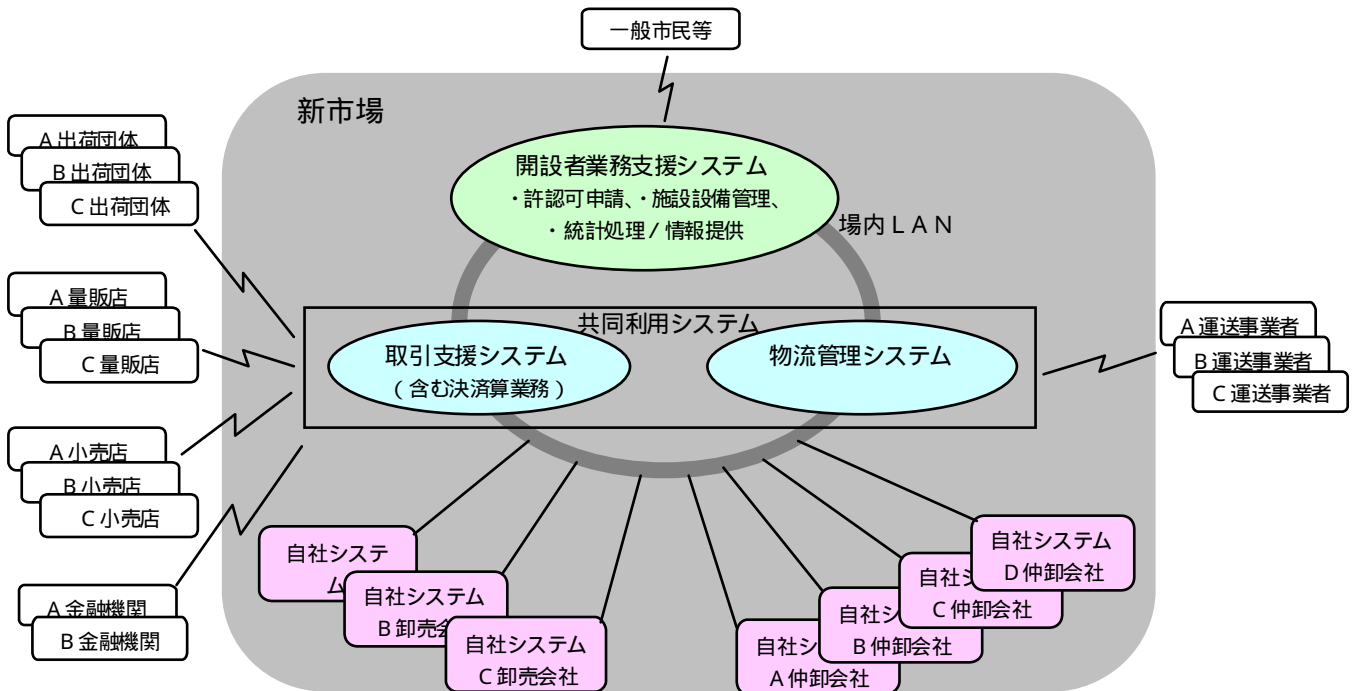


図 情報システムのイメージ

3. 物流システム

【基本的な考え方】

現行の業務フロー、体制等の改革

品質管理や衛生管理を重視した物流拠点として整備するため、業務フローや体制等を再構築し、物流の最適化を図ります。

産地、小売業者との連携

卸売市場内の物流の効率化を図るためには、単に場内の業務フローや体制等を見直すだけでなく、広義のハード、ソフト両面から産地や小売業者と連携して、一体的な物流システムを構築します。

情報システムとの連携

物流システムにおいては、情報システムとの連携が不可欠です。単に商流と部物流との連動という目的だけでなく、物流の最適化やシステムのリアルタイムな制御等を行います。

実効性の検証

一般に物流システムは、特定の目的や個々の施設に専用に構築されるものが多く、一度構築された以後、大きく改変することは困難です。

物流システムの導入に際しては、予め十分な検証（シミュレーション等）や実際の使用者も含めた検討を行い、実効性を確認した上で決定する必要があります。

【導入案】

荷捌きスペースの確保

卸売場に置いた商品を荷捌きして販売先別に商品を置く場所を広く確保します。仲卸売場は店売りする商品のみを置く場所とし、荷捌きおよび一時保管する場所を仲卸売場として確保します。

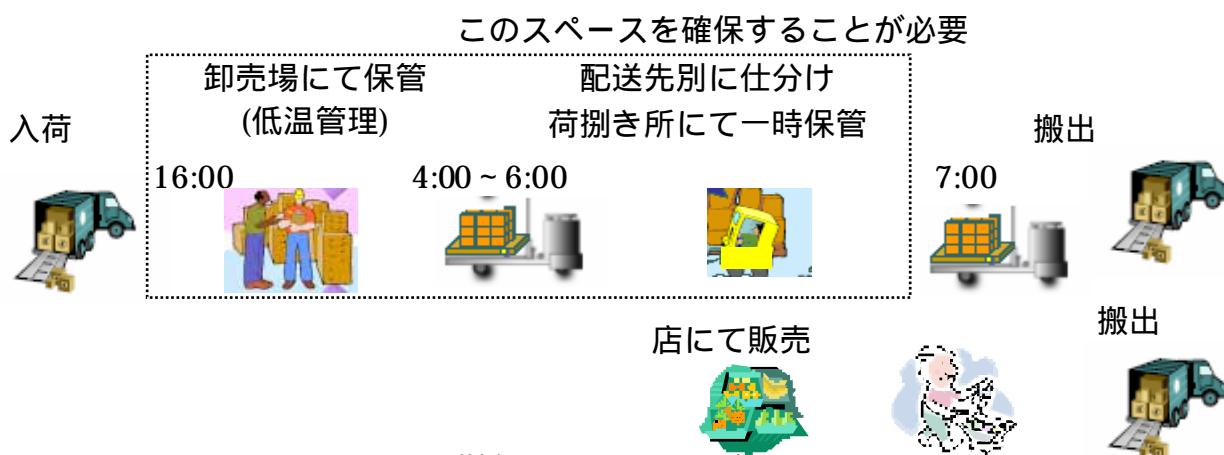


図. 荷捌きスペースのイメージ

荷の移動距離の短縮

荷の移動距離をできるだけ短縮し、作業効率の向上、経費の削減を図ります。卸売場、仲卸売場の一部共用を図るとともに、卸売場から直接保管施設、加工施設などの目的箇所に荷を移動することが可能なように、卸売場と保管施設、加工施設等を一体として整備をします。衛生管理の必要な加工を行う場所については、衛生管理面に配慮した整備を行います。

電動ターレー・フォークリフト、充電施設の整備

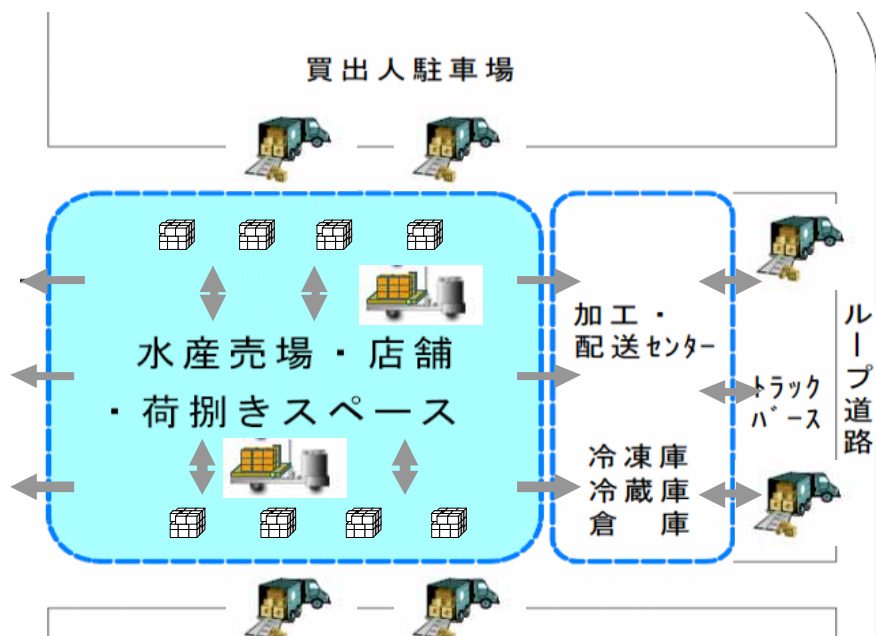
場内の荷の運搬で使用するターレー、フォークリフトは、閉鎖型施設とするため、また食品の衛生面から電動式とし、充電施設を整備します。

ラックの活用

荷の保管については、施設を立体的に使用し、保管スペースを十分確保することが必要です。そのため、簡易なラックの整備などを検討します。

高床式、トラックバースを前提とした場内物流

高床式構造、トラックバースを設けます。搬入車両数、搬出車両数に関して予測し、必要なバースを確保します。



4 . 交通システム

【基本的な考え方】

現行の業務フロー、体制等の改革

場内交通は、物流業務と密接に関わっており、場内物流業務の一元化や共同配送または配送の外部委託など、現行の業務フローや体制等を変えることにより、場内交通の混雑や動線の輻輳の緩和、場内業者の車両の削減などが可能であるため、これを検討します。

動線の分離、駐車場の分離

搬出・搬入車両の動線と、買出人または通勤者の動線はできるだけ分離し、また駐車場も通勤用車両と産地および買出人車両の駐車場を分離し、安全かつスムーズな場内交通、施設配置を検討します。

情報システムとの連携

駐車場の適正な管理や利用料金の徴収等のため、またセキュリティのために、駐車場管理システム（入出場ゲートの設置等）の整備を検討します。

【導入案】

ループ道路の整備

場内においては、迅速に目的地に向かうループ道路と、荷の移動および低速の車両移動を行うゾーンとを明確に区分し、場内交通の円滑化を図ります。また、場内での渋滞が生じないためには、公道から場内までの構内道路距離を長くすることが理想です。公道からは物流施設の常識である左折 IN、左折 OUT を原則とします。

入出場管理システムの導入

出入口における車番読み取り装置の設置や、IC カード等を使用し、登録車両と未登録車両の認証および管理により、場内に入場する車両を限定するなど、市場のセキュリティを確保することを検討します。

駐車位置案内、誘導、呼び出しシステムの導入

場内の混雑が生じた場合、ループ道路に車両が駐車しないよう、出入口で入出場車両台数を管理し、必要があれば車両待機スペースを設けて車両を待機できるようにします。

また、高床式の場合、搬入、搬出車両の台数以上の車両がバースにつかないよう、管理し、誘導するシステムが有効であるため、この導入について検討します。

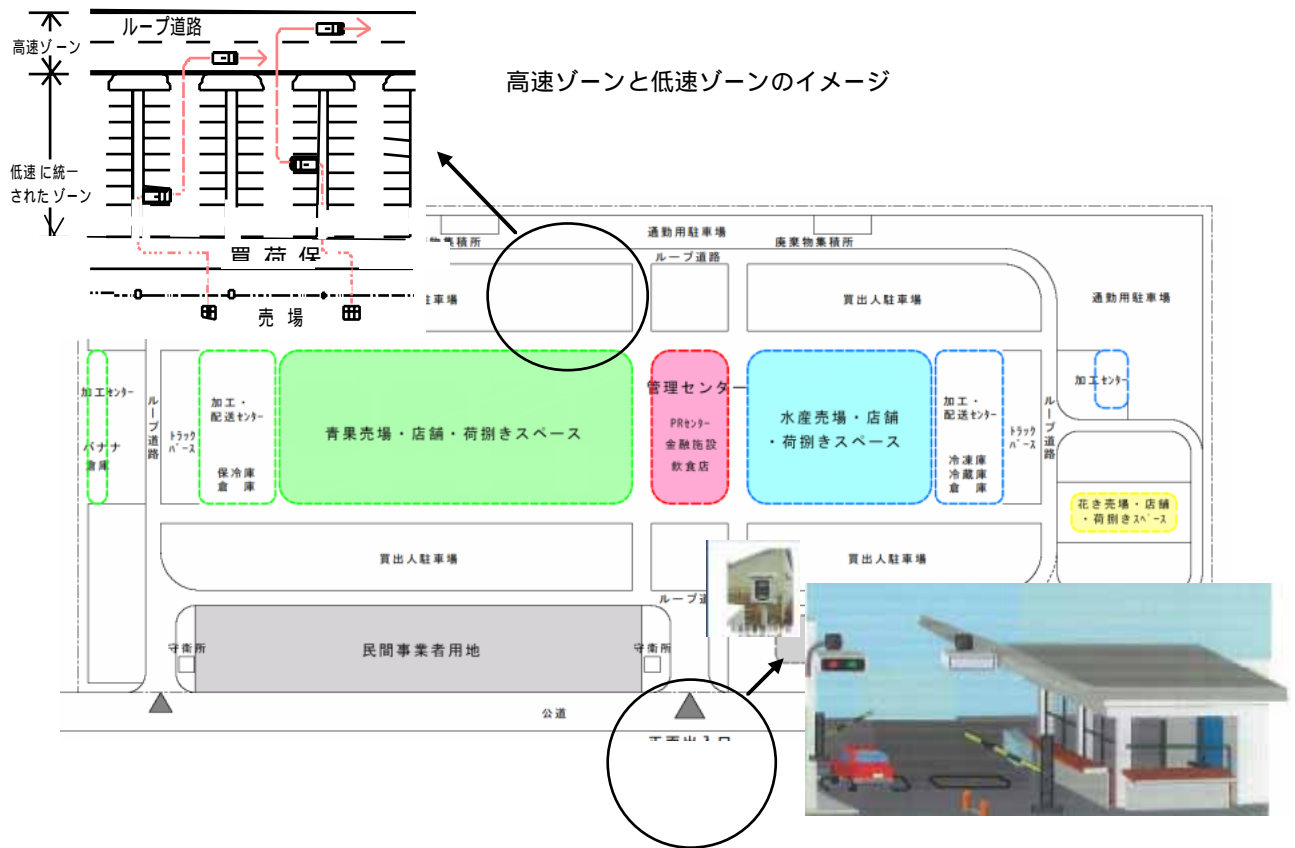


図.交通システムのイメージ

5．衛生管理システム

【基本的な考え方】

現行の業務フロー、意識の改革

衛生管理手法の一つである HACCP に準じて危害想定を行うことは、業務のどこで衛生管理に留意する必要があるかを抽出することができます。ISO22000 は、フードチェーンに関わる事業者を対象としており、卸売市場の各業者においても取得を検討します。

ルール、マニュアルの整備

商品の取り扱いルール、また苦情に対する対応、商品の回収などについて、マニュアル化し、場内業者、臨時従業員も含めた誰もが業務を行えるようにすることが、安全・安心の確保、また企業の信用として重要なため、これらを整備します。

衛生基準と費用対効果とのバランス

目指すべき衛生基準を維持するために必要な施設・設備を検討します。業務に支障来たすことのないよう適切な施設、設備の整備を行う必要があります。また、費用対効果についても十分に配慮する必要があります。

【導入案】

閉鎖型施設の導入

風雨などの外気の影響を避けるため、また犬・猫などの小動物の侵入、鳥類の侵入がないよう、卸売場に壁面を設け、開閉可能な出入口を設置します。

卸売場にトラックを侵入させない荷下ろし体制

荷下ろしを行う場所を特定し、ターレー等で卸売場に運搬する体制とします。

コールドチェーンの確保

商品の温度管理を維持し、衛生管理および鮮度管理を充実させます。冷蔵庫、低温倉庫等必要に応じた保管施設を整備するとともに、卸売場や荷捌き所なども商品に応じた温度管理が可能な設備を設けることを検討します。

仲卸店舗、加工施設の衛生管理の充実

食品衛生法に基づく基準にしたがい、かつ卸売市場内での食品の取扱い、加工の現状にあわせ、整備を行います。

商品の取扱い、ルールづくり

卸売市場における商品の取り扱いについては、食品衛生法、卸売市場整備基本方針(平成 16 年 農林水産省)に従います。また、共通ルールを作り、場内業者が率先してルールを維持していきます。

体制整備

中核市への移行に伴い、保健所の設置も予定されていることから、出先スペースとして衛生検査所を設け、場内の衛生管理を指導し、食品検査を行うなどの体制づくりを行います。

6 . 廃棄物処理システム

【基本的な考え方】

食品リサイクル法の遵守

平成 13 年に食品リサイクル法が施行され、廃棄物の年間排出量が 100 t 以上の食品関連事業者である卸売市場も規制対象となり、再生利用等の実施率が 20%（平成 18 年までの目標値）と目標付けられています。この目標を目指し、発生抑制、再生利用、減量化等の処理方法の中から適切な方法を選択していく必要があります。

排出抑制、分別回収の意識向上

廃棄物の処理コストは近年増加傾向にあるため、廃棄物処理の基本である排出抑制への意識を高め、通い容器の利用などゴミの出にくい業務の流れを検討する必要があります。また、資源のリサイクルの効率を上げるため、適正な分別回収を今後一層徹底し、異物混入率を低下させる必要があります。

そのため、市場業者をはじめ市場に出入りする関係者の意識を啓発し、集積施設等の整備とともに、実効性の高い廃棄物の取扱ルールを確立していくことが求められます。

種類毎の適正な処理方法の選択

可燃ごみ、不燃ごみ、廃パレット、廃発泡スチロール、ダンボール、魚腸骨など、廃棄物には様々な種類があり、それぞれについて排出量に応じた回収・運搬・処理コスト等を十分に考慮して、適切な処理・リサイクル方法を選択します。また、場内での処理の他、外部処理業者へのアウトソーシングについても検討します。

管理運営体制の検討

現在の各種廃棄物処理の管理運営体制について、見直しを行い、効率よい管理、運営を行います。

【導入案】

生ごみのリサイクル

食品リサイクル法に従い“食品循環資源の再生利用”並びに食品廃棄物の発生の抑制及び減量を行います。個々の業者や発生源における食品廃棄物の発生抑制への取り組みを行い、リサイクルの方法について検討します。

廃発泡スチロールの処理

現在、廃発泡スチロールは、場内集積処理施設にて破碎したのち、熱減容して、インゴット化していますが、近年油化、溶剤減容など低コスト化が進んできているため、諸方式の今後の動向を見極め、処理方法を検討します。

廃棄物の排出・処理

ア 排出抑制や分別回収の意識向上

資源の有効利用の観点では、発生抑制が第一義であり、より一層排出抑制の意識を高めることが求められます。

イ 処理方法の適正化

本市場では既に排出量の5割程度がリサイクルされており、資源の有効利用や環境負荷削減といった観点で、現時点の法規制に照らし合わせると、食品廃棄物の処理以外はほぼ問題ないといえますが、将来的な規制の強化や資源の有効利用の進展などの方向性を考慮し従来の清掃工場での焼却処分ではなく、適正にリサイクルを推進することを検討します。

ウ 衛生管理への配慮

食に対する衛生管理面・品質管理面での一層の強化が望まれる中、廃棄物処理においても臭気や飛散を防止するとともに、静脈動線も交差汚染が生じない工夫が必要となります。廃棄物の回収・運搬・集積などにおいて、場内業者の取引や作業実態をふまえ、排出される廃棄物の回収のタイミングや頻度を十分に考慮し、場内物流を阻害せず、なおかつ、衛生面でも管理しやすい施設規模や処理システムの導入が不可欠です。

7. 自然エネルギーシステム

【整備方向】

省エネルギーの実現と自然エネルギーの利用

市場施設の整備にあたっては、エネルギー利用の合理化、地球温暖化防止等の観点から、省エネルギー機器の導入、施設周辺の緑化等を検討する必要があります。

費用対効果への配慮

自然エネルギーを利用した設備導入にあたっては、コストおよび費用対効果を十分に考慮する必要があります。発電・処理設備等の配置には、施設計画と密接な関係があり、設置および管理運営が市場運営の負担増とならないよう配慮が必要です。

【導入案】

自然エネルギーの利用

太陽光発電、バイオマス発電・熱利用自然エネルギー等の利用を検討します。

省資源、省エネルギーへの取り組み

以下のような設備などの導入を検討します。

雨水の浸透.....透水性アスファルト舗装、透水トレンチ、雨水浸透枡など
下水処理水等の使用.....下水処理水、工業用水等が利用できる場合は中水など
リサイクル材の使用.....再生アスファルト、再生砕石、集成材などを舗装、基礎工事等に使用

ヒートアイランド化の抑制.....屋上緑化、壁面緑化

省エネルギー化.....自然換気、断熱性の向上

環境負荷低減車両の導入.....環境負荷の小さい、天然ガス車、メタノール車の導入、アイドリングストップ運動

また、周辺環境の保全を図るため、卸売市場に関連の深い騒音、振動、悪臭、光害、廃棄物、温室効果ガスなど、環境アセスメントの評価項目に応じた環境配慮計画の検討を行います。

千葉市中央卸売市場の事例

平成16年度に設置された。出力は10KW。



図.千葉市中央卸売市場の太陽光発電

資料:財団法人広域関東圏産業活性化センター資料より

第4章 事業費、整備スケジュール

1. 概算事業費

施設整備の概算事業費は 約 97 億円（用地費を除く）を見込んでいます。

- ・ 事業費は高床式、閉鎖型、一部低温売場を設ける一般的な卸売市場を前提としています
- ・ 場外で整備する予定の関連店舗および駐車場(外構)整備費を含みます
- ・ 各施設面積および温度管理設備等をはじめとする設備については、今後精査が必要です
- ・ 太陽熱利用、雨水利用などに係る費用は、含んでいません

2. 整備スケジュール

新市場整備の概略スケジュールは以下のとおり想定しています(PFI を前提とした場合の最速の案)。

		H17	H18	H19	H20	H21	H22
計 画	長期整備基本計画	■					
	実施計画・導入可能性調査		■				
	アドバイザリー業務			■			
	事業者公募・決定				△		
整 備	候補地の検討		■				
	都市計画等手続き・用地確保			■			
	設計・造成・基盤整備				■		
	施設整備						■
	開場						△